



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1127 指定自立支援医療機関の指定の辞退	(こころの健康推進課) .....	1
1128 指定自立支援医療機関の指定	( " ) .....	1
1129 指定自立支援医療機関の変更	( " ) .....	2
1130 "	( " ) .....	2
1131 "	( " ) .....	2
1132 生馬土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課) .....	2
1133 清算法人生馬土地改良区の清算人の退任	( " ) .....	3
1134 保安林の指定	(森林整備課) .....	3
1135 "	( " ) .....	4
1136 地籍調査の成果の認証	(用地対策課) .....	4
1137 "	( " ) .....	4
1138 "	( " ) .....	5
1139 "	( " ) .....	5
1140 "	( " ) .....	5
1141 "	( " ) .....	6
1142 "	( " ) .....	6
1143 "	( " ) .....	7
1144 "	( " ) .....	7
1145 更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学) 委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部) .....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第1127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
いわぐろハートクリニック	西牟婁郡上富田町朝来556-17	岩畔哲也	令和 6.11.22

### 和歌山県告示第1128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	殿尾守弘	令和 6.12.1

## 和歌山県告示第1129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
合同会社Nukumemoris	岩出市中島813-1 グリーンプラザ中島Ⅱ2-C	訪問看護ステーションリットビーム	医療機関の所在地	岩出市中迫579-7	岩出市中島813-1 グリーンプラザ中島Ⅱ2-C	令和 5.6.1

## 和歌山県告示第1130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社Primas	兵庫県川西市出在家町1番6号	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション和歌山北	医療機関の所在地	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7番7号 中央博労町ビル804号室	兵庫県川西市出在家町1番6号	令和 6.9.13

## 和歌山県告示第1131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	訪問看護ステーション等の名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社Primas	兵庫県川西市出在家町1番6号	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	医療機関の所在地	大阪府大阪市中央区博労町一丁目7番7号 中央博労町ビル804号室	兵庫県川西市出在家町1番6号	令和 6.9.13

## 和歌山県告示第1132号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、生馬土地改良区の役員について次の

とおり公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和6年11月28日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	木本眞次	西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2
理事	嵯峨陸夫	西牟婁郡上富田町生馬2060番地の1
理事	木村勝彦	西牟婁郡上富田町生馬2204番地
理事	大江隆夫	西牟婁郡上富田町生馬1956番地
理事	田中達也	西牟婁郡上富田町生馬2586番地
理事	山本晃広	西牟婁郡上富田町生馬2489番地の1
理事	木本和典	西牟婁郡上富田町生馬1675番地
監事	植本敏雄	西牟婁郡上富田町生馬2044番地
監事	鳥渕文夫	西牟婁郡上富田町生馬2473番地の1
監事	中川浩	西牟婁郡上富田町生馬2207番地

#### 和歌山県告示第1133号

清算法人生馬土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した清算人（令和6年11月28日退任）

氏 名	住 所
木本眞次	西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2
木村勝彦	西牟婁郡上富田町生馬2204番地
田中達也	西牟婁郡上富田町生馬2586番地

#### 和歌山県告示第1134号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二澤字上二澤271の6、272の2、279の3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1135号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字峯ノ平483の5、字重屋向イ506の1、字登リ郷518の1、518の9、518の17、520、521の1、522の1、522の3、字足谷525の1、525の7、530、530の1、530の2、字六郎谷583、583の1、字尺連谷601、602、大鎌字堀626、字山畠628、字伏起平632、636の2、字洞郷670の2、670の3、671、字洞平679、字源太谷680、681の1、682

2 指定の目的 水源の涵養 かんよう

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**和歌山県告示第1136号**

和歌山県日高郡印南町大字皆瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月11日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字皆瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字皆瀬川の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

---

**和歌山県告示第1137号**

和歌山県日高郡印南町大字西神ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月14日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字西神ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字西神ノ川の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

---

和歌山県告示第1138号

和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

---

和歌山県告示第1139号

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字西ノ地の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

---

和歌山県告示第1140号

和歌山県西牟婁郡白浜町安居の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

# 和歌山県報 第576号

令和6年12月17日（火曜日）

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

令和4年3月14日から令和6年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町安居の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町安居の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

---

## 和歌山県告示第1141号

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月6日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

---

## 和歌山県告示第1142号

和歌山県東牟婁郡串本町神野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月22日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町神野川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町神野川の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

**和歌山県告示第1143号**

和歌山県東牟婁郡串本町二色の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月21日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町二色の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町二色の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

**和歌山県告示第1144号**

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月14日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区

5 認証年月日

令和6年12月6日

**和歌山県告示第1145号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年12月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

(2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちでその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) 公安委員会へ提出する資格審査申請書類
  - ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）
  - イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）
  - ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
  - オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
    - (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
  - カ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書
  - キ 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表
- (2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類
  - (1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）
    - イ 誓約書
    - ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

エ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからウまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年12月17日(火)午後1時から令和7年2月10日(月)午後5時までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(令和6年12月17日(火)は午後1時から午後5時まで)の間、5の(1)のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年12月17日(火)午後1時から同月23日(月)午後5時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和6年12月26日(木)までに回答するものとする。

#### 4 資格審査申請書類の配布場所

5の(1)のアに同じ。

#### 5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

##### (1) 公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8404001@pref.wakayama.lg.jp

イ 提出期間

3の(1)に掲げる申請書類を、令和6年12月17日(火)から令和7年1月7日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで(令和6年12月17日(火)は午後1時から午後5時まで)の間に、アに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便により令和7年1月7日(火)午後5時までにアに掲げる場所に必着させなければならない。

##### (2) 和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

(1)のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格審査申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和7年1月22日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、(1)のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便により令和7年1月22日(水)午後5時までに(1)のアに掲げる場所に必着させなければならない。

#### 6 資格審査の結果通知

##### (1) 5の(1)の結果通知

郵便により令和7年1月20日(月)までに通知する。

##### (2) 5の(2)の結果通知

郵便により令和7年1月27日(月)までに通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

##### (1) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めるこ

ができる。

ア 公安委員会への理由の説明の求め

令和7年1月29日（水）午後5時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和7年2月5日（水）午後5時まで

(2) (1) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(3) (1) のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に  
対して書面により行うものとする。

ア (1) のアに対する回答

令和7年2月3日（月）までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

令和7年2月10日（月）までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の(1)のアに掲げる場所とする。